

お客さま各位

株式会社エネアーク関東

インボイス制度への対応と電気料金計算の変更及び 発電側課金制度導入に伴う電気料金メニュー約款の変更について

2023年10月1日より施行されている適格請求書保存方式（以下「インボイス制度」といいます）への対応に関して、電気料金の計算方法を税込から税抜計算へ変更（以下「本件変更」といいます）いたします。また、発電側課金制度の導入等に伴う託送料金の見直しが実施されたことを受けて、お客さまへご提供している電気の料金プランを、2024年7月度より改定させていただくこととしましたので、以下の通りご案内いたします。

1. 変更の背景及び概要

【インボイス制度への対応】

インボイス制度開始後、消費税の端数処理の方法が変わり「消費税の端数処理は一適格請求書あたり、税率ごとに1回ずつ」とされたことから、現在の電気料金メニュー約款（以下「本件約款」といいます）に基づき電気料金計算をした場合、一部のお客さまについて、毎月の電気料金の計算時に端数（1円）の誤差が生じる可能性があることが判明しました。このため、インボイス制度に対応すべく消費税相当額の算定方法を見直し、本件約款の記載を2024年7月度より改めることといたしました。改定内容につきましては、同封の別紙1「電気料金メニュー約款の変更内容」をご確認ください。

【発電側課金制度の導入による電気料金改定】

発電側課金制度とは、一般送配電事業者が再生可能エネルギー導入拡大などに向けた電力システムの維持・拡充を効率的かつ確実にこなす観点から、これまで小売電気事業者が負担していた託送料金の一部を発電事業者が負担する制度で、一般送配電事業者などが2024年4月1日より導入を実施しました。それに伴い地域の電力会社が規制料金プランの料金改定を実施しており、当社もこの動きを受けて東京電力・中部電力エリアにおける料金メニューを2024年7月度より改定いたします。改定内容につきましては、同封の別紙2「電気料金プランにおける改定前後の電気料金単価」をご確認ください。

<電気料金への影響額>

- ・東京電力エリアの標準世帯（260KWh）の影響額：+49円
- ・中部電力エリアの標準世帯（260KWh）の影響額：+39円

※東京電力エリアは、エネアークでんきプランBの30A、中部電力エリアは、エネアークでんき中部プランBの30Aで算出しております。

2. 本件変更の適用時期

本件要綱変更の効力発生日は、2024年7月1日（月）とします。

これに伴う計算方法の変更は、2024年9月ご請求分（8月検針分）から適用されます。

3. 本件変更後の本件要綱の掲載先

URL：<https://kanto.enearcdenki.jp/price-clause>



4. その他

本件変更に伴い、2023年10月検針分から2024年7月検針分までの期間中において、ご利用料金の消費税計算方法の違いにより、一部のお客さまには端数を過大または過小に請求してしまった可能性があるため、全てのお客さまの2024年8月のご請求金額から、一律で10円を控除させていただきます。

5. 本件に関するお問合せ先

株式会社エネアーク関東

お問い合わせは、封筒正面に記載されている事業所の電話またはメールにてご連絡ください。

なお、電話受付時間は、平日の月曜日～金曜日の9時～17時となります。